破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３８１６号
東京都品川区上大崎４丁目５番37号　山京目黒ビル
破産者　ＫＣコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２５３号
東京都町田市小山町750―１―405
破産者　谷口　友規
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９６号
東京都世田谷区北沢２丁目14番13号
破産者　アビアート株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９７号
東京都杉並区和田１丁目55―６―202、開始決定時の住所東京都杉並区和田１丁目55―６―102
破産者　竹内　篤
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６８７号
東京都豊島区巣鴨３丁目21番26号
破産者　株式会社田村
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３７７号
神奈川県藤沢市石川３丁目23―５―306
破産者　色川　貞嘉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６８９号
東京都足立区青井２丁目１―10―101
破産者　松本　雄哉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６９０号
東京都足立区青井２丁目１―10―101
破産者　松本　沙織（旧姓鹿倉）
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７１０号
東京都中野区東中野３丁目17―５　クリーンプラザＵ202
破産者　奈良岡和子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５７号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１番地１２―101
破産者　有限会社ビイエム
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４９９号
東京都台東区入谷２丁目39―11―403
破産者　市川　可奈（旧姓服部）
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５１２号
埼玉県所沢市大字山口5186番地の１
破産者　有限会社スピードスター
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５１３号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目21―４―406　アンバービレッジ阿佐ケ谷＃２
破産者　若生　育功
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７２号
東京都町田市つくし野３丁目16番22号
破産者　カメイアクア総合株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６０６号
東京都渋谷区代々木４丁目22番７号
破産者　株式会社ピアチェ・アルテ
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６０７号
東京都渋谷区代々木４丁目22―７―603
破産者　中川　博法
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６３８号
東京都台東区竜泉３丁目44番地10
破産者　有限会社梅田製版
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６３９号
埼玉県越谷市南越谷５丁目３―18　キャピタルマンション南越谷６Ｅ
破産者　梅田　清治
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６４０号
埼玉県越谷市南越谷５丁目３―18　キャピタルマンション南越谷６Ｅ
破産者　梅田八重子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６４１号
東京都港区虎ノ門２丁目２番１号　ＪＴビル15階
破産者　株式会社ウインズセンチュリー
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６５５号
東京都港区西新橋３丁目25番３号
破産者　東京花環株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部